

社団法人日本幼年教育会定款

第1章 総則

第1条 この法人は、社団法人日本幼年教育会と称する。

第2条 この法人は、事務所を大阪府東大阪市新庄 3-22-2 に設置する。

第3条 この法人は、理事会の決議をへて、支部を置くことができる。

第2章 目的および事業

第4条 この法人は、幼児教育の教育課程に関する調査研究を行うとともに、幼児教育関係者の資質の向上と充実を図り、もってわが国の幼児教育の振興に寄与することを目的とする。

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 幼児教育の内容、指導方法、教材教具等の調査研究
- (2) 幼児教育関係者の研究会、研修会、講演会等の開催
- (3) 調査研究成果の普及、ならびに機関紙、研究資料の刊行
- (4) 内外の幼児教育関係団体等との連絡提携
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第6条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、
会費年額一口金18,000円を納める者
- (2) 賛助会員 この法人の目的事業を賛同し、
会費年額一口金10,000円以上を納める者
- (3) 特別会員 この法人の事業を後援し、
会費年額一口金10,000円以上を納める者または法人
- (4) 名誉会員 この法人に対し特に功勞のあった者のうちから総会の決議をもって推薦する者

第7条 会員になろうとするものは、会費を添えて入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず本人の承諾をもって会員となり、かつ会費を納めることを要しない。

第8条 会員は、次の事由によって資格を失う。

- (1) 退 会
- (2) 禁治産および準禁治産の宣告
- (3) 死亡および失そう宣告ならびに法人の解散
- (4) 除 名

第9条 会員で退会しようとする者は、理由を付して退会届けを提出しなければならない。

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て理事長がこれを除名することができる。

- (1) この法人の会費を滞納したとき
- (2) この法人の会員としての義務に違反したとき
- (3) この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為のあったとき

第11条 既納の会費はいかなる理由があっても、これを返還しない。

第4章 役員、評議員、顧問および職員

第12条 この法人は、次の役員をおく。

- 理事 14名以上16名以内（うち理事長1名、副理事長1名）
監事 2名または3名

第13条 理事および監事は総会でこれを選任し、理事は互選で理事長1名、副理事長1名を定める。

第14条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2. 副理事長は理事長を補佐しこの法人の業務を掌理し理事長に事故あるときは、その職務を代理し理事長が欠員のときは、その職務を行う。

第15条 理事は理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を決議し執行する。

第16条 監事は、この法人の業務および財産に関し次に掲げる職務を行う。

- (1) 法人の財産状況を監査すること
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (3) 財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見したときはこれを総会または文部科学大臣に報告すること
- (4) 前号の報告を行うため必要があるときは、総会を招集すること

第 17 条 この法人の役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2. 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。
4. 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為のあった場合、または特別の事情のある場合には、その任期中であっても総会および理事会の議決によりこれを解任することができる。

第 18 条 役員は有給とすることができる。

第 19 条 この法人には、評議員 25 名以上、30 名以内をおく。

2. 評議員は総会でこれを選任する。
3. 評議員は、第 17 条の規定を準用する。この場合には、同条中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第 20 条 評議員は、評議員会を組織してこの定款に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し必要と認める事項について助言する。

第 21 条 この法人には顧問をおくことができる。

2. 顧問は理事会の推薦による。
3. 顧問は重要事項について、理事長または理事会に助言する。

第 22 条 この法人の事務を処理するため、事務局長および必要な職員を置くことができる。

2. 職員は理事会の議決を経て理事長が任免する。
3. 職員は有給とすることができる。

第 5 章 会 議

第 23 条 理事会は、毎年 3 回理事長が召集する。ただし、理事長が必要と認めた場合または、理事現在数の 2 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、20 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2. 理事会の議長は理事長とする。

第 24 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示したものは出席者とみなす。

2. 理事会の議事は、この定款の別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 25 条 通常総会は毎年 1 回会計年度終了後 5 0 日以内に理事長が招集する。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めるときは理事長がこれを招集しなければならない。
3. 総会は正会員により組織される。

第 26 条 理事長は、正会員現在数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 2 0 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

第 27 条 通常総会の議長は理事長とし、臨時総会の議長は会議のつど会員の互選で決める。

第 28 条 総会の招集は、少なくとも 1 0 日以内にその会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって通知する。

第 29 条 次の事項は、総会に提出してその承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画および収支予算についての事項
- (2) 事業報告および収支決算についての事項
- (3) 財産目録および貸借対照表についての事項
- (4) その他理事会において必要とみとめた事項

第 30 条 総会は、正会員現在数の 3 分の 1 以上出席しなければ、その議事を開き議決することはできない。

第 31 条 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 32 条 総会の議事の要項および議決した事項は、正会員に通知する。

第 33 条 次に掲げる事項については理事会において、あらかじめ評議員会の意見を聞かななければならない。

- (1) 事業計画および収支予算についての事項
- (2) 事業報告および収支決算についての事項

- (3) 不動産の譲り受け、譲渡、交換および担保提供についての事項
 - (4) その他、この法人の業務に関する重要な事項
2. 第24条ならびに第25条第1項および第2項の規定は評議員会にこれを準用する。この場合において第24条中「理事会」および「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」および「評議員」と、第25条第1項および第2項中「総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとする。

第34条 すべて会議には議事録を作成し、議長および出席者代表2名以上が署名捺印の上、これを保存する。

第6章 資産および会計

第35条 この法人の資産は次のとおりとする。

- (1) この法人設立当初の寄付にかかる別紙財産目録の財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

第36条 この法人の資産を分けて基本財産および運用財産の2種とする。

- 2. 基本財産は、別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産とする。
- 3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
- 4. 寄付金品であって、寄付者の指定ある者はその指示に従う。

第37条 この法人の資産は、理事長が管理し基本財産のうち現金は理事会の議決を経て定期預金にする等により、確実な方法で理事長が保管する。

第38条 基本財産は譲渡し、交換または担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむ得ない理由があるときには、理事会、評議員会および総会の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を受けてからその一部に限りこれらの処分を行うことができる。

第39条 この法人の事業遂行に要する費用は会費、事業に伴う収入および資産から生ずる果実等の運用財産をもって支弁する。

第40条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経て毎会計年度始前に文部科学大臣に届け出なければならない。

事業計画および収支予算を変更した場合も同様とする。

第 41 条 この法人の収支決算は理事長が作成し、財産目録、貸借対照表および事業報告書ならびに会員の異動状況書とともに、監事の意見をつけ理事会および総会の承認を受けて、毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2. この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決および総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰越すものとする。

第 42 条 借入金をしようとするときは、その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除き、理事会および総会の議決を経かつ文部科学大臣の承認を受けなければならない。

2. 第 38 条但し書および前項の規定に該当する場合ならびに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担または権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは理事会および総会の議決を経なければならない。

第 43 条 この法人の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 定款の変更および解散

第 44 条 この定款は、理事会および総会において、おのおの 4 分の 1 以上の議決を経、かつ文部科学大臣の許可を受けなければ変更することができない。

第 45 条 この法人の解散は、理事会および総会においておのおの 4 分の 3 以上の議決を経、かつ文部大科学臣の許可を受けなければならない。

第 46 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会および総会において、おのおの 4 分の 3 以上の議決を経、かつ文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の公益法人に寄付するものとする。

第 8 章 補 則

第 47 条 この定款実施についての細則は、理事会および総会の議決を経て別に定める。

附 則

- (1) この法人設立当初の会計年度は、第43条の規定にかかわらず、設立許可の翌年3月31日までとする。
- (2) この法人設立当初の理事および監事は別紙のとおりとする。

■ 入会について

・ 正会員

本会の趣旨に賛同してくださる方。

(入会金 20,000 円、年会費 18,000 円)

・ 賛助会員

本会の目的・事業を賛助してくださる方。

(年額 10,000 円を1口以上納入された方)

・ 特別会員

本会の目的・事業を後援してくださる方。

(年額 10,000 円を1口以上納入された方)

- ・ 案内書などは本部および各支部に準備してありますので、お問い合わせください。